

第4章 手数料

(手数料)

第40条 手数料は、この基準に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおりとする。なお、経済的利益の額の算定については、第13条ないし第15条の規定を準用する。

1 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全 (本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。)	基本	20万円に第16条第1項の規定により算定された着手金の額の10%を加算した額以下の額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解(本手数料を受けたときは契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。)	示談交渉を要しない場合	300万円以下の部分 10万円 300万円を超え3,000万円以下の部分 1% 3,000万円を超え3億円以下の部分 0.5% 3億円を超える部分 0.3%
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第17条又は第21条ないし第23条の各規定により算定された額
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件の債権届出	基本	10万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
簡易な家事審判(家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの。)		20万円

2 裁判外の手数料

項目	分類	手数料	
法律関係調査 (事実関係調査を含む。)	基本	20万円	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1,000万円未満のもの	10万円
		経済的利益の額が1,000万円以上1億円未満のもの	30万円

		経済的利益の額が1億円以上のもの	適正かつ妥当な額
	非定型	基本	300万円以下の部分 10万円 300万円を超え3,000万円以下の部分 1% 3,000万円を超え3億円以下の部分 0.3% 3億円を超える部分 0.1%
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		右の手数料に3万円以下の額を加算する。
内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	3万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	弁護士名の表示あり	基本	5万円
		知的財産権事件に関するもの	10万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
任意後見契約又は任意代理契約	任意後見契約又は任意代理契約締結に先立って行う依頼者の事理弁識能力の有無及び程度、財産状況その他依頼者の財産管理又は身上監護に当たって把握すべき事情等の調査	基本	20万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	任意後見契約締結後から当該契約が効力を生ずるまで、又は任意代理契約締結後から当該契約に基づく財産管理が開始されるまでの間になされる訪問による面談		1訪問につき3万円

	委任事務の処理	任意後見契約又は任意代理契約に基づく基本委任事務（依頼者の日常生活を営むために必要な基本的な事務をいう。以下同じ。）の処理	月額5万円
		基本委任事務の範囲外の事務処理	基本委任事務に加えて収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合
			裁判手続等を要する場合
			月額10万円
			この基準の他の条項に基づき算定された手数料、着手金又は報酬金の額
遺言書作成	定型		20万円
	非定型	基本	300万円以下の部分 20万円 300万円を超え3,000万円以下の部分 1% 3,000万円を超え3億円以下の部分 0・3% 3億円を超える部分 0・1%
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
		公正証書にする場合	右の手数料に3万円以下の額を加算する。
遺言執行	基本		300万円以下の部分 30万円 300万円を超え3,000万円以下の部分 2% 3,000万円を超え3億円以下の部分 1% 3億円を超える部分 0・5%
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額
		遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。

会社設立等	設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算	資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて次により算出された額 1,000万円以下の部分 4% 1,000万円を超え2,000万円以下の部分 3% 2,000万円を超え1億円以下の部分 2% 1億円を超え2億円以下の部分 1% 2億円を超え20億円以下の部分 0.5% 20億円を超える部分 0.3%
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
会社設立等以外の登記等	申請手続	1件5万円。ただし、事案によっては、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1通につき1,000円とする。
株主総会等指導	基本	業務量に応じて適正かつ妥当な額
	総会等準備も指導する場合	業務量に応じて適正かつ妥当な額
簡易な自賠償請求(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)		次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。 給付金額が150万円以下の場合 3万円 給付金額が150万円を超える場合 給付金額の2%